

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成22年10月12日京都市条例第29号）（建設局土木管理部自転車政策課）

京都市西京極自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場（以下「西京極自転車駐車場等」という。）について、指定管理者の経営努力を促すことで、市民サービスの向上を図るため、西京極自転車駐車場等の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

なお、京都市西京極自転車駐車場等の利用に係る料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 22 年 10 月 12 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 29 号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 5 条本文中「第 8 条第 1 項本文」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 6 条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第 1 項中「(京都市西京極自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場 (以下「西京極自転車駐車場等」という。)) を除く。次条第 2 項、第 8 条第 3 項及び第 10 条第 1 項において同じ。))」を削り、「次条第 1 項本文」を「次条第 1 項」に、「第 8 条第 1 項本文」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 3 項を削る。

第 7 条第 1 項本文中「(西京極自転車駐車場等にあつては、市長。次条第 1 項において同じ。) は」を「は、必要があると認めるときは」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「自転車等駐車場に係る」を削り、同条第 3 項を削る。

第 8 条第 1 項本文中「指定管理者は」の右に「、必要があると認めるときは」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項ただし書を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分中「自転車等駐車場に係る」を削り、同条第 4 項を削る。

第 9 条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条本文中「(西京極自転車駐車場等にあつては、既納の駐車料金)」を削る。

第 10 条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「自転車等駐車場の」を削り、同条第 2 項を削る。

第11条第1項中「第8条第1項本文」を「第8条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市西京極自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市自転車等駐車場条例第7条第1項本文の規定により発行した京都市西京極自転車駐車場及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場の回数券及び前払式駐車券は、同日以後においても使用することができる。

(建設局土木管理部自転車政策課)